

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書



受付印

(宛先) 千葉県東庄町長

年 月 日

東庄町税条例第46条の4の規定により、町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。

所在地 (住所)												
フリガナ												
名称 (氏名)	Ⓜ											
代表者名 氏名						電話番号	— —					
法人番号											担当者	(連絡先)
特別徴収義務者 指定番号						※市町村ごとに異なります						(氏名)
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 (理由: _____)											

関与税理士 署名押印	(連絡先) Ⓜ
-----------------------	------------

【 注意事項 】

1. 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所
の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。
2. この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の
承認の効力が、失われることになります。
※ 給与の支払いを受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようと
する場合は、改めて申請が必要となります。
3. この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出
日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただ
くことになります。

[例] この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで ◎3月分 ⇒ 4月10日まで ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

【 提出先 】

〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 東庄町役場 町民課 賦課徴収係